

市が実施する耐震診断を受け、総合評点が0.7未満と判定された木造住宅で、総合評点が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅が対象です。ただし、建て替え工事の場合は該当しません。

【受付期間】 11月15日(金)まで ※土日祝日は除く

【募集戸数】 10戸程度(申込先着順)

【補助金の額】

耐震改修工事費が90万円以下の場合、当該工事費の3分の2(最大60万円)を補助します。耐震改修工事費が90万円を超える場合やリフォームを同時に施工した場合には、90万円を超えた当該工事費分の5分の1以内(最大20万円)を更に補助(合計最大80万円)します。

◆木造住宅以外の建築物の場合

昭和56年5月31日以前に着工したもので、左記要件を満たす建築物が対象です。

①特定建築物(病院やマンションなど)

②地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの

③市が緊急一時避難所に指定したもの

【受付期間】 12月27日(金)まで ※土日祝日は除く

【募集棟数】 耐震診断は2棟、

改修補助は1棟程度を予定。

申し込み・お問い合わせなどは、市住宅課(市役所2階)

TEL 32・2120 / FAX 32・7800(まで)。

市民ファーマー育成講座 受講者を10名募集!

農業に関する基礎知識と栽培基礎技術(野菜)をもつ「市民ファーマー」の育成講座を開催します。受講を希望される方は、市産業振興課で配布する申込書に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

【対象者】 ※65歳まで

- ①徳島東部地域に居住または勤務し、農業に関心が高く、農業就労に強い意欲のある小規模以上の農業を開始したい方
- ②退職を控えた方や帰農したい市民などで基礎的な農業技術を学びたい方

【募集数】 10人(選考)

【募集期間】 4月12日(金)まで



市民ファーマー育成講座

【講座内容】 ★農業基礎学習(講義)

★野菜栽培技術学習(圃場における実習)

【講座期間】 5月~平成26年3月

【受講料】 15,000円

【申込先】 市産業振興課農林水産振興担当(市役所4階)

TEL 32・3809 / FAX 33・0938

経営所得安定対策

交付申請は6月末まで

実行組などを通じて配布される営農計画書および交付申請書に記入押印のうえ、6月28日(金)までに申請してください。

また、経営所得安定対策(旧:農業者戸別所得補償制度)を昨年度までに申請されていない方は、振込口座を確認する書類も提出してください。

※備蓄米・飼料用米・米粉用米・麦・大豆などの取組で制度を申請される方は、農協等実需者との「播種前契約」が必要です。



【申請書の提出先】

小松島市地域農業再生協議会事務局

(市役所4階産業振興課内)

TEL 32・3809

FAX 33・0938